

○文部科学省告示第六十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の四（同令第七十九条、第七十九条の六及び第一百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第三百三十二条の五の規定に基づき、同令の規定による特別の教育課程について次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則第五十六条の四（同令第七十九条、第七十九条の六及び第一百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三百三十二条の五に規定する学齢を経過した者（以下「学齢経過者」という。）に対し、これらの規定による特別の教育課程（以下「特別の教育課程」という。）を編成するに当たっては、小学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十七号）、中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十六号）を踏まえつつ、次に定めるところにより、当該特別の教育課程を編成することができるものとする。

1 特別の教育課程は、小学校学習指導要領若しくは中学校学習指導要領に定める各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間若しくは特別活動（以下「各教科等」という。）又は特別支援学校

小学部・中学部学習指導要領に定める各教科等若しくは自立活動の内容のうち、当該特別の教育課程を履修する学齢経過者の各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たって必要と認められる内容によって編成するものとする。

2 中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部において、特別の教育課程を編成するに当たっては、小学校学習指導要領に定める各教科等又は特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に定める特別支援学校の小学部の各教科等若しくは自立活動の内容の一部を取り扱うことができるものとする。

3 特別の教育課程を編成するに当たっては、当該特別の教育課程を実施するために必要となる授業時数を適切に確保するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。